一　地域再生計画の作成主体の名称　高崎市
二　地域再生計画の名称　「きれいな河川で住み良い環境作り計画」
三　地域再生計画の区域の範囲　高崎市の区域の一部（吉井地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日内閣府告示第五百四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　三鷹市
二　地域再生計画の名称　科学技術・科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　三鷹市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）及び官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日内閣府告示第五百三十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　国立市
二　地域再生計画の名称　ＮＰＯ等との協働推進によるまちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　国立市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び羽咋市並びに石川県羽咋郡宝達志水町
二　地域再生計画の名称　口能登「みのり豊かで住みよいまちづくり」プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　羽咋市及び石川県羽咋郡宝達志水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第四百五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県
二　地域再生計画の名称　先端健康産業の振興による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市及び伊豆の国市並びに静岡県田方郡函南町、駿東郡清水町、長泉町及び小山町並びに富士郡芝川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（三の六）及び科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第百六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩倉市
二　地域再生計画の名称　五条川アメニティタウン再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岩倉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県及び米原市
二　地域再生計画の名称　米原エコミュージアムプログラム
三　地域再生計画の区域の範囲　米原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）及び地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成（三の六）

○内閣府告示第三百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第三百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び米子市並びに鳥取県西伯郡大山町
二　地域再生計画の名称　安全・安心で持続可能な漁業環境を目指した港づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　米子市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡大山町の区域の一部（赤碕港、逢坂港、皆生漁港、御崎漁港及び泊漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第四百六十八号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県熊毛郡中種子町
二　地域再生計画の名称　地域特産物の活用による安心・安全，活気ある産業づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県熊毛郡中種子町の全域

○外務省告示第四百四十二号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十一年八月十七日

外務大臣　中曽根弘文